

議事要旨(6) 実務対応報告公開草案『有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理に関する実務上の取扱い(案)』について

平成 17 年 8 月 1 日から施行されている有限責任事業組合契約に関する法律(平成 17 年法律第 40 号)(以下、「有限責任事業組合法」という。)により、有限責任事業組合が定められた。また、平成 17 年 7 月 26 日に公布された会社法(平成 17 年法律第 86 号)では、新たに合同会社に関する規定が設けられた。

本実務対応報告案は、以下の内容にて、有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者側の会計処理について、現行の会計基準等における取扱いを確認しようとするものである。

有限責任事業組合に対する出資者側の会計処理

有限責任事業組合は、組合員の有限責任により組合財産の分配規制が設けられているものの、組合財産は民法第 668 条等の準用(有限責任組合法第 56 条)により、組合員間の共有となる。このため、当該有限責任事業組合への出資は、「金融商品会計に関する実務指針」第 132 号における民法上の組合等への出資に準じて会計処理を行うことが適当であると考えられる。

合同会社に対する出資者側の会計処理

これまでの有限会社や他の持分会社への出資に準じ、出資金として取得原価をもって貸借対照表価額とする会計処理が適当であると考えられる。

五反田屋専門研究員から、合同会社に対する出資者側の会計処理については、会社法対応専門委員会で検討のための素案として を提示したところ、合同会社に対する出資についても有限責任事業組合との類似性を重視して上記 に示された会計処理を適用すべきとする意見があり、現在審議中である旨が報告された。

この点につき、合同会社と有限責任事業組合の間には法人格の有無という形式的な相違点は認められるものの、合同会社の立法趣旨や経済的な実態を考慮すれば、合同会社に対する出資についても上記 に示された会計処理を適用することが適当ではないかとする意見があった。

その一方で、 の案では投資先(合同会社)の利益が投資企業に移転する前に、投資企業の配当財源が増えることになるとも考えられ、配当規制の観点からの検討をふまえた議論が必要ではないかという意見があった。

これらの意見を踏まえ、引き続き専門委員会において検討を行うこととされた。

以 上